ふれあい地球館

ケアハウス岬

生活のしおり

社会福祉法人　ひまわり会

岬で生活される方が、心身共に健康であり、
楽しくお過ごしいただけるよう職員一同、誠意をもって
お手伝いさせていただきます。

このしおりは、入居者様がケアハウス岬で生活されるにあたり、施設管理面、設備、各種サービスとその利用料、生活における留意事項等の説明書となっております。

このしおりの内容についての変更の必要性が生じた場合は、随時当施設で改正し、その都度ご説明いたします。

第1条 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 ひまわり会
法人所在地	宮崎県日向市大字富高字岩崎546番地1
電話番号	0982－53－4007
代表者	理事長 森迫 建博
設立年月日	昭和52年7月5日

第2条 ご利用施設

施設の名称	ケアハウス 岬
施設所在地	宮崎県東臼杵郡門川町大字庵川字桜井2596番地2
電話番号	0982－68－1188
施設長	森迫 研晴
開設年月日	平成11年4月1日
定員	20人

第3条 職員体制について

令和8年10月1日現在

職種	指定数	現員数	内容
施設長	1	1	特別養護老人ホームの施設長を兼務
事務員	1	1	岬会計を担当
生活相談員	1	1	岬入居者様の生活相談及び諸調整
介護職員	1	2	岬入居者様の食事提供、健康管理、日常生活支援、外出支援等
介護職員(パート)	－	0	
調理員	1	1	調理全般を担当

看護職員	0	1	ふれあい地球館ビル全体を担当
栄養士	0	1	ふれあい地球館ビル全体を担当

※(曜日に関わりなく、生活相談員又は介護職員が最低1人は勤務します)

○ 夜間帯は、上記職員は勤務いたしませんが、緊急時は、ナースコールを押していただきますと1階の併設施設(特別養護老人ホーム大地)の夜勤介護職員に連絡が入ります。

○ 地球館内に、宿直の職員が1階事務室及び宿直室に1名勤務しています。
※ 宿直者 17:00 ～ 翌8:00

第4条 職員の資格について

生活相談員	社会福祉主事・介護福祉士・介護支援専門員
介護職員	社会福祉主事・介護福祉士等・介護支援専門員

第5条 ケアスタッフ(生活相談員及び介護職員)の勤務時間

午前7:45 ～ 午後6:30内 (曜日による変更はありません)
早出 午前7:45～午後5:15
遅出 午前9:00～午後6:30

第6条 入居にあたって

1. 入居一時金

(1) 利用契約を締結するときに、入居一時金として次の金額を納めていただきます。

お一人	200, 000円

(2) 契約を解除して退居する際には、納めていただいた入居一時金から、未納の利用料、業者による居室清掃料、畳替え(2人用居室のみ)及び修繕等の原状回復に係る費用を差し引かせていただく場合がございます。

2. 居 室

(1) 居室は下記の通り4種類ございます。

1人用居室Aタイプ	約14.9畳(24.15㎡、 7.3 坪)	14室
1人用居室Bタイプ	約13.6畳(22.10㎡、 6.7 坪)	2室
1人用居室Cタイプ	約15.9畳(25.80㎡、 7.8 坪)	2室
2人用居室	約29.9畳(48.51㎡、14.67坪)	1室

居室内の設備

冷暖房設備	小型冷蔵庫
固定式ベッド	押入(2人用居室のみ)
ミニキッチン	浴室
洗面所	スプリンクラー設備
温水洗浄乾燥器付水洗トイレ	緊急呼び出しシステム

※ 電気式調理プレートは施設で準備しています。必要な場合は貸し出しを行いますので、職員まで相談してください。

(2) 居室内に持ち込む家具、電化製品、備品等は入居者様にお任せいたしますが、、他の入居者様に迷惑となると思われるものについては、ご相談させていただきます。

また、防災関係上危険と思われるものにつきましては、ご遠慮いただきますようご協力ください。

第7条　岬において提供するサービスについて

1.　「クックチル」調理方式による食事の提供

※クックチルとは、食品を加熱調理した後に急速冷却してチルド保存したもの（完全調理済み食品）

2.　展望浴室の入浴準備

3.　日常生活の相談

4.　災害、疾病、負傷等緊急時の援助

5.　在宅介護・福祉サービスに関し連絡等便宜を図ること

6.　行事、レクリエーション等の立案、協力

7.　その他国の定める「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に基づいて必要とされるサービス

第8条　利用料及び使用料

1.　利用料は、生活費・居住に要する費用（家賃相当額）・サービスの提供に要する費用からなります。

利用料の額は、国の定める基準に改定もしくは変更が生じた場合及び居住に要する費用を改定した場合に変更いたします。

※　食費は、生活費の中に含まれております。

2.　サービスの提供に要する費用は、入居者ご本人の前年の収入額によって算出されます。

3.　月の途中における入退居の利用料は、日割り計算となります。

4.　利用料のほか、居室における電気・水道・電話等の使用料は、使用した量等により各自負担していただきます。

※　水道使用料は使用量に関わらず、門川町における基本料金（税込）のみとなります。

5.　特殊なレクリエーション等に要する費用は、実費をいただく場合があります。

6.　駐車場を利用される場合は、一台につき月額2,000円を各自負担していただきます。事前に「駐車場使用許可願」により申請が必要となります。

7.　月額の利用料等は、前月の20日までに納入してください。

8.　支払い方法は、宮崎銀行からの引き落としのみとなります。

9.　「日本放送協会放送受信規約における放送受信料免除の基準」に伴い、申請を行うことで、NHK放送受信料の負担は免除となります。

第9条　　日常の生活について

1.　一日の基本的な流れ

午前 AM	起床 8:00　朝食 9:00　朝礼・体操		
午後 PM	0:00　昼食 2:00 5:30　夕食	展望浴室開放時間（毎日）	午後　2:00 ～ 午後　5:30

2.　在宅介護・福祉サービスの利用

ケアハウス岬では、デイサービス、ホームヘルパー等の外部からのサービスを受けて生活を続けることができます。その際の費用は各自の負担となります。

3.　居　室

（1）　居室内の掃除は、各自お願いいたします。

（2）　居室の変更は原則として行いませんが、必要によりやむを得ない場合は、変更のお願いをさせていただく場合があります。

（3）　居室内の設備、備品が故障したときは、速やかに届け出てください。

（4）　テレビ・ラジオ・ステレオ等の使用の際は、隣人の迷惑にならないよう音量等にご配慮ください。

※　2人用居室の場合、諸事情により、お一人になった場合は、1人用居室に移動していただく場合があります。

4.　玄関の施錠時間等

（1）　門限は、原則として午後9時となっておりますが、外出・外泊等で門限時間以後の帰館となる場合は、地球館まで連絡してください。

（2）　午後8時から翌朝午前7時までは正面玄関を閉鎖します。緊急のときは、宿直員に連絡してください。

5.　外出・外泊・面会・宿泊

（1）　外出・外泊は自由ですが、その都度「外出届・外泊届」を提出していただきます。（地球館敷地内での散歩等は必要ありません。）健康状態あるいは天候が悪いときなどは、差し控えていただくことがあります。

（2）　面会は、自由ですが、面会簿に記入していただきます。

（3）　面会者（入居者の関係者）は、施設長の承認がなければ宿泊することはできません。あらかじめ「宿泊願い」を提出し、許可を受けてください。

（4）　宿泊者には有料（下記料金）にて食事を提供できます。

【朝食：300円　昼食：450円　夕食：500円】

6.　食 事

（1）　食事時間は、次のとおりです。

○　朝食　　午前　8時00分　から
○　昼食　　午後　0時00分　から
○　夕食　　午後　5時30分　から

（2）　食事は、食堂に準備させていただきます。

（3）　外出・外泊その他の理由により食事が不要になるときは、あらかじめ「欠食届」を提出してください。

（4）　4日前までに届け出た欠食の場合のみ払い戻し致します。

【朝食：270円　昼食：390円　夕食：430円　】

7.　入 浴

（1）　展望浴室について

① 入浴時間

・　午後　2時00分～午後　5時30分

② 次の点は、お控えください

・　酒気をおびて入浴すること。
・　浴槽の中で身体を洗うこと。
・　浴室で洗濯をすること。
・　浴室で汚物を流すこと。

（2）　居室での入浴について

・　居室で入浴・シャワーを使用することができます。
※　但し、ボイラー設備の関係上、お湯の温度が低くなることがございますので、19時までに入浴されることをお勧めいたします。
・　浴室は使用、使用しないに関わらず物置にしないでください。

（3）　他入浴に関して

・　体調不良の場合は、入浴をお控えください。
・　皮膚疾患・伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談してください。
・　ホームヘルパー等による入浴介助の場合は、居室の浴室を利用してください。

8.　協力医療機関、近隣医療機関、医療面の対応について

（1）　定期的に、近隣の医療機関（森迫胃腸科内科）へ送迎便を出します。

尚、他医療機関、専門医等への受診につきましては、基本的にご自分で行っていただくこととなります。

（2）　夜間の対応について

夜間に体調不良等にてナースコールを押された場合は、地球館1階にある特別養護老人ホーム大地の介護職員がお伺いさせていただきます。

（3）　協力医療機関

森迫胃腸科内科　：　門川町須賀崎1丁目40－1

（4）　近隣医療機関

① 日向病院 ： 門川町南町4丁目128番地

② 白石病院 ： 門川町大字門川尾末8600－100

③ 田中病院 ： 門川町宮ヶ原4－80

9.　洗 濯

（1）　各自、自室の洗濯機を使用し、洗濯物を干す場合は、各居室ベランダにお願いいたします。

（2）　早朝、夜間の洗濯は、お互いの迷惑となりますので、ご配慮ください。

10.　掲示板

案内・連絡事項等は、館内放送のほか掲示板を利用することもあります。

11.　郵便・新聞等

（1）　郵便物は1階事務所に配達されます。事務所から入居者様にお渡しいたします。書留等の特殊郵便物や宅配等による荷物はその都度連絡いたしますので、印鑑ご持参のうえ事務所で受領してください。また、郵便物を発送するときは事務所にお申し出ください。

（2）　各種新聞、月刊雑誌等の定期購読を希望する場合は、事務所にお申し出ください。

12.　日常生活上の注意・留意事項

快適な共同生活が送れるように、ルールやマナーを守り、相手の立場に立った行動にご協力ください。

（1）　けんか・暴行・賭博・口論・泥酔、誹謗中傷や嫌がらせなどで他人に迷惑をかけること。

（2）　下着のまま廊下を歩いたり、食堂を利用すること。

（3）　建物・備品・樹木等を故意に損傷すること。

（4）　無断で外出・外泊すること。

（5）　施設内において一切の宗教活動・政治活動を行うこと。

（6）　危険物や可燃物を持ち込むこと。

（7）　小鳥・魚類・犬・猫等の動物（ペット類）を飼育すること。

（8）　泥酔により、他入居者様に不快感、迷惑をかけること。

（9）　指定場所以外で喫煙すること。（居室での喫煙は堅く禁止いたします。電子タバコ等も指定の場所でのみ喫煙可能です。）

（10）　健康や生命維持に危険な恐れのある食べ物、物品を持ち込むこと。

（11）　その他、施設の秩序や風紀を乱すなど、共同生活面において著しく支障をきたすこと。

（12）　トイレにトイレットペーパー以外の物を流すこと。

第10条 保健・衛生について

1. 居室内の清掃、寝具類の乾燥等、衛生面に留意ください。
2. 施設が実施する「定期健康診断」にはご協力ください。
3. ゴミ等は、定められた場所にお捨てください。

第11条 防災・防犯について

1. 居室において火気類、仏壇のローソク等の使用は禁止いたします。また居室に暖簾等を設置する場合は、防炎加工の施されたもののみ使用可能です。
2. ガスを使用した調理器具（ガスコンロ等）の持ち込み、使用は禁止します。
安全機能付の卓上IHクッキングヒーターの持ち込み、使用は可能です。
3. 電化製品等のスイッチの消し忘れ等に気をつけてください。
4. 施設が実施する「防災訓練」・「避難訓練」には、ご協力ください。
5. 火災等の非常事態、又は急病人が発生した場合は、室内に整備してある「ナースコール」で職員に連絡してください。
6. 災害発生の場合は、職員の指示に従い、予め指定した経路により避難してください。この場合エレベーターは危険ですので使用できません。
7. 病院を受診する際に必要な保険証等は、わかりやすい場所に置いてください。
8. 外出・外泊等で居室をあけるときは、必ず施錠してください。（鍵の保管に気をつけてください。）
9. 貴重品等の大切なものは、紛失したりすることのないように、各自で保管をお願いいたします。

第12条 退居（契約解除）について

1. 次のような場合には、退居していただくことになります。
   （1） 不正又は偽りの届け出等により入居していたとき。
   （2） 正当な理由なくして利用料等を滞納したとき。
   （3） 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者様に迷惑をかけるおそれがあるとき。
   （4） 日常生活が自力でできず、常時介護が必要になったとき。
   ※岬での生活が困難となった場合のために、その後の生活場所、福祉サービス等について、ご相談させていただきます。
   （5） 金銭管理その他施設の利用について自分で判断ができなくなったとき。
   （6） 利用契約に違反したとき。
   （7） 入院加療が必要と認められる場合（3ヶ月間以上の入院等）。
   （8） その他、施設での生活が不適当と認められたとき。

詳しくは、生活相談員までお尋ねください。

2.　ご自身のご都合により退居を希望するときは、原則として30日前までに「退居届」を提出してください。但し、以下の場合には、即時に契約を解除し、退居することができます。

（1）　サービスの利用料金の変更に同意できない場合

（2）　ご契約者が入院された場合

（3）　ご契約者の心身の状態に著しい変化がみられ、施設での生活が困難になった場合

（4）　事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

（5）　事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により、ご契約者の身体、信用等を傷つけた場合

3.　退居時の居室整備について

（1）　退居の際は、居室の清掃を清掃業者にお願いしますが、その費用は契約者に負担していただきます。以下その内容です。

全般的な居室のクリーニング。
カーテン類のクリーニング。
ベッドのマットレスのクリーニング。
他修理が必要な箇所について。

（2）　壁のクロス等のように、自然経過による劣化で修繕等が必要な場合に係る費用については、その全部又は一部をご契約者に負担いただくことになります。

第13条 契約の終了日について

契約は下記の日をもって終了します。

（1）　入居者様が死亡した翌日

（2）　退居届けが提出された場合、入居者様が指定した解約日。退居届が提出されなかった場合は、事業者がご契約者の退居を知った日

（3）　ご契約者及び事業所で話し合って定めた日

第14条 苦情の受付について （苦情やご相談は以下のものが受け付けます。）

○ お客様相談窓口　　ふれあい地球館統括管理者　 原田　秀樹
○ 苦情受付担当者　　ケアハウス岬　生活相談員　 椎葉　浩一
○ ご意見箱　　3Fエレベーターホールに設置してあります
○ その他の苦情受付　壹岐　優子　　山室　英樹
川越　直美
○ その他の機関　　門川町福祉課（門川町役場内）
住　　所　門川町平城東1番1号
電話番号　0982－63－1140

第15条 事故発生時の対応について

入居者様に対する施設サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、ご家族様、保険者に連絡、報告いたします。また、事故の状況及び事故に際してとった措置について記録いたします。

第16条 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害責任を減じる場合があります。

第17条 守秘義務について

1. 施設職員は、サービスを提供するうえで知り得たご契約者又はそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続いたします。
2. 当施設は、医療上必要がある場合には、医療機関等にご契約者に関する心身等の情報を提供できるものとする。

第18条 入居者様の人権の擁護・虐待の防止について

入居者様の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

第19条 その他について

1. 身元保証人の住所等先に提出していた事項に変更があったとき、又は身元保証人そのものに変更があったとき、そして、入居者様の身上に関して重要な変更があったときは、直ちにお届けください。
2. 利用料のうち、サービスの提供に要する費用の負担額を算出する算定資料となる収入申告書を、毎年6月15日までに提出していただきます。
3. 居室内の工作又は造作等の模様替えは、原則として行うことはできません。
4. 入居者様は、故意又は重大な過失により施設の建物、これの付属設備備品等に損害を与えたときは、その損害額を弁償し、又は原状に回復する責を負っていただきます。
5. 退居するときは、入居時の状態で居室を明け渡していただきますので、業者による清掃、畳替え、修理等の費用を負担していただきます。
6. 天災地変その他不可抗力及び火災・盗難・暴動あるいは外出中の不慮の事故により受けた損害、災難については、施設はその賠償責任は負いません。
7. 緊急やむを得ないとき、又は管理運営上必要があるときは、職員が居室に立ち入ることがありますのでご了承ください。
8. 施設が実施する諸行事等には、ご協力ください。
9. この他、不明な点がございましたら、ご遠慮なく職員にお尋ねください。

令和8年10月1日改正